

## 令和元年12月遠野市議会定例会会議録（第4号）

令和元年12月13日（金曜日）

### 議事日程 第4号

令和元年12月13日（金曜日）

午後2時30分開議

- 第1 議案第46号 遠野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第47号 遠野市高齢者等貸付牛購入基金条例を廃止する条例の制定について
- 第3 議案第48号 遠野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第49号 遠野市高齢者等住宅福祉条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第50号 遠野市わらすっこ条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第51号 遠野市廃棄物手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第52号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について
- 第8 議案第53号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について
- 第9 議案第54号 国体記念公園市民サッカー場B面改修工事の変更請負契約の締結について
- 第10 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
- 策11 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第12 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第13 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第14 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第16 議案第61号 市道路線の認定について

- 第17 議案第62号 財産の取得について
- 第18 議案第63号 令和元年度遠野市一般会計補正予算（第4号）
- 第19 議案第64号 令和元年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第65号 遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第66号 令和元年度遠野市一般会計補正予算（第5号）
- 第22 請願第3号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願
- 第23 請願第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願
- 第24 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する請願
- 第25 発議案第4号 ライドシェアの導入に対して慎重な審議を求める意見書の提出について
- 第26 発議案第5号 タブレット導入等検討特別委員会の設置について
- 第27 議員派遣について

### 本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1 議案第46号 遠野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19 議案第64号 令和元年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）まで。  
（予算等審査特別委員長報告、質疑、討論、採決）
- 3 日程第20 議案第65号 遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

- 4 日程第21 議案第66号 令和元年度遠野市  
一般会計補正予算（第5号）  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 5 日程第22 請願第3号 ライドシェアの導  
入に反対し、安全・安心なタクシー事業  
を守る施策推進を求める請願  
（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 6 日程第23 請願第4号 医師養成定員を減  
らす政府方針の見直しを求める請願  
（教育民生常任委員長報告、質疑、討論、  
採決）
- 7 日程第24 請願第2号 教職員定数改善と  
義務教育費国庫負担制度2分の1復元を  
はかるための、2020年度政府予算に係る  
意見書採択の要請に関する請願  
（教育民生常任委員長報告、質疑、討論、  
採決）
- 8 日程第25 発議案第4号 ライドシェアの  
導入に対して慎重な審議を求める意見書  
の提出について  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 9 日程第26 発議案第5号 タブレット導入  
等検討特別委員会の設置について  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 10 日程第27 議員派遣について
- 11 閉 会

**出席議員（18名）**

- 1 番 小 松 正 真 君  
2 番 佐々木 恵美子 君  
3 番 菊 池 浩 士 君  
4 番 佐々木 敦 緒 君  
5 番 佐々木 僚 平 君  
6 番 小 林 立 栄 君  
7 番 菊 池 美 也 君  
8 番 萩 野 幸 弘 君  
9 番 瀧 本 孝 一 君  
10 番 多 田 勉 君  
11 番 菊 池 由 紀 夫 君  
12 番 菊 池 巳 喜 男 君  
13 番 照 井 文 雄 君

- 14 番 荒 川 栄 悦 君  
15 番 安 部 重 幸 君  
16 番 新 田 勝 見 君  
17 番 佐々木 大三郎 君  
18 番 浅 沼 幸 雄 君

**欠席議員**

な し

**事務局職員出席者**

- 事 務 局 長 新 田 順 子 君  
事 務 局 次 長 千 葉 芳 治 君  
主 査 及 川 憲 司 君

**説明のため出席した者**

- 市 長 本 田 敏 秋 君  
副 市 長 飛 内 雅 之 君  
総務企画部長 佐 藤 浩 一 君  
総務企画部  
経営企画担当部長 菊 池 享 君  
健康福祉部長兼健康福祉の里所長  
兼地域包括支援センター所長 鈴 木 英 呂 君  
子育て応援部長兼 佐々木 一 富 君  
総合食育課長 佐々木 一 富 君  
産 業 部 長 中 村 光 一 君  
産業部プロジェクト担当部長  
兼六次産業室長 阿 部 順 郎 君  
環 境 整 備 部 長 奥 寺 国 博 君  
会計管理者兼会計課長 鈴 木 純 子 君  
消防本部消防長 菊 池 久 人 君  
市民センター所長 小 向 浩 人 君  
市民センター文化振興担当部長 石 田 久 男 君  
教育委員会事務局教育部長 澤 村 一 行 君  
選挙管理委員会委員長 菊 池 光 康 君  
教 育 長 菊 池 広 親 君  
代表監査委員 佐 藤 サヨ子 君  
農業委員会会長 千 葉 勝 義 君

**午後2時30分 開議**

○議長（浅沼幸雄君） 御苦労さまでございま  
す。これより本日の会議を開きます。

**諸般の報告**

○議長（浅沼幸雄君） 日程に入るに先立ち、

諸般の報告をいたします。

市長から議案の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、予算等審査特別委員長から委員会審査報告書が、総務常任委員長と教育民生常任委員長から請願審査報告書がそれぞれ提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、令和元年度公の施設に係る指定管理者監査結果の報告書1件の写しを受理いたしましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、発議案2件が提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、議員の派遣についての資料をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

**日程第1 議案第46号遠野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、  
日程第19 議案第64号令和元年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)まで。**

**○議長(浅沼幸雄君)** これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第46号から日程第19、議案第64号までの19件を一括議題といたします。

各案件に関し、委員長の報告を求めます。予算等審査特別委員長多田勉君。

[予算等審査特別委員長多田勉君登壇]

**○予算等審査特別委員長(多田勉君)** 令和元年12月遠野市議会定例会において、予算等審査特別委員会が設置され、委員長に不肖私が、副委員長に照井文雄君が選任されました。

本委員会に付託されました案件は、議案第46号から議案第64号までの19件であります。12月11日、12日に行った、審査の経過と結果について御報告いたします。

審査の中で、議案第46号遠野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、措置の

適正化とは具体的にどういうものかについて、市民の印鑑登録数について、包括アウトソーシングとの関係についてなど、議案第47号遠野市高齢者等貸付牛購入基金条例を廃止する条例の制定については、成果としてどのようにまとめているかについて、岩手県への基金返納後の残金について、畜産振興基金に係る畜産振興への使途明確化についてなど、議案第48号遠野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定については、目的について、農業に使用した場合の申告についてなど、議案第49号遠野市高齢者等在宅福祉条例の一部を改正する条例の制定については、対象者の予測される傾向について、手数料が据え置きとなった事業についてなど、議案第50号遠野市わらすっこ条例の一部を改正する条例の制定については、遠野市における社会情勢の変化について、条例の一部改正の効果について、虐待と暴力について、SNS犯罪に係る条例への打ち出しについて、地域教育協議会とのかかわりについて、条例の一部改正による産前、産後のメリットについて、通報先についてなど、議案第54号国体記念公園市民サッカー場B面改修工事の変更請負契約の締結については、増額の理由について、工事の完成について、最終的な財源について、当初設計の内容についてなど、議案第55号公の施設の指定管理者の指定については、指定の期間の規定について、早瀬川緑地の管理方法についてなど、議案第56号公の施設の指定管理者の指定については、施設の補修について、観光施設の運営について、指定の期間の金額の変更についてなど、議案第57号公の施設の指定管理者の指定については、指定の期間が違う理由についてなど、議案第59号公の施設の指定管理者の指定については、指定の期間設定の基本的な考えについてなど、議案第60号公の施設の指定管理者の指定については、公の施設に係る小さな施設の管理についてなど、議案第61号市道路線の認定については、市に移管される時期についてなど、議案第62号財産の取得については、貸与しているバスの管理について、貸

与しているバスへの遠野市の表示について、バスの台数について、小さな拠点に係る地域の交通についてなど、議案第63号令和元年度遠野市一般会計補正予算（第4号）では、歳入では、過疎対策事業債が必要になった理由について、子育てのための施設等利用給付費交付金の内容についてなど、歳出、2款総務費では、本市のパソコンの処理及びデータの消去方法について、業者の資格について、小さな拠点の地域づくりに係る市民周知の状況及び事務職員についてなど、3款民生費では、保健福祉センター管理費の増額の内容について、工事内容について、非常用発電機の設置場所について、非常事態での対応について、乳幼児等医療費給付事業費の増額の要因について、わらすっこ条例の一部改正の要点について、わらすっこ条例周知パネル製作に係る各小学校への配布について、生活保護適正実施推進事業費の増額の内容について、子育てのための施設等利用給付費補助金の内容についてなど、6款農林水産業費では、市営牧野管理事業費の増額の内容及び考え方について、人・農地問題解決加速化推進事業費の内容と減額の理由について、野生動物侵入防止緊急支援事業費補助金の内容についてなど、7款商工費では、遠野まちなか再生事業費の減額の理由について、中心市街地活性化基本計画による支援期間について、遠野市観光事業振興補助金の内容について、観光一般事務費の増額による効果についてなど、9款消費費について、消防団員の条例で定めている人数と現実の人数についてなど、10款教育費では、小中学校空調設備設置工事に係る過疎対策事業債及び補助金について、工事請負費算定の方法について、教材整備費の増額の内容について、重要文化財千葉家住宅整備事業費科目組み替えの内容について、学校給食事業費需要費増額の内容について、こども本の森構想推進事業費の内容についてなど、活発に議論されました。

その結果、議案第46号から議案第49号、議案第51号から議案第64号までの18件については全員の賛成、議案第50号については賛成多数をも

って、それぞれ原案のとおり可決されました。

本委員会は、議長を除く全員で構成される特別委員会ですので、審査の詳細につきましては省略させていただきます。

以上をもちまして、予算等審査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（浅沼幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ありませんか。2番佐々木恵美子君。

〔2番佐々木恵美子君登壇〕

○2番（佐々木恵美子君） 佐々木恵美子でございます。

私は、議案第50号遠野市わらすっこ条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論します。

子どもを取り巻く社会情勢の変化に伴い、また条例制定10年の節目の見直しということから、今定例会へ、遠野市わらすっこ条例の一部の改正が上げられました。

議員必携の条例案審議の着眼点として、要約すると、条例は職員のためにあるのではなく、住民のためにあり、住民にわかりやすく明確な表現でなければならない。条文の意味が人それぞれに解されるような曖昧な表現や、難解な用語が多く、規定されている事項がよく理解されないものであってはならないとあります。

私は、このことに鑑みながら、改訂案の予算等審査特別委員会での審議に臨みましたが、やはり今回の改正条例の内容は不十分であります。

例えば、一部改正となる事業者の責務、第12条には、子育て期の従業員とあります。この子育て期をどう捉えたらよいのでしょうか。子どもの年齢や発達や就業の有無、子どもの状況により捉えるということでしょうか。

さらに、今回の改正箇所ではありませんが、学校関係者の責務、第11条は、虐待、体罰、いじめから子どもを守るための解決に当たる努め

及び不登校などについての適切な対応の努めについての条文です。この中で繰り返される、学校等関係者及び関係機関という文言がどこを示すのか不明確です。

このほかにも文言の精査や考え方や、整理が必要な箇所があると考えます。まだまだ見直す要素があります。私たち議員は、わらすっこ条例条文の理解を深め、議員間での共通の認識が必要と考えます。

また、私の地域で暮らす外国人の方が、治安のよい遠野に御主人と子どもを呼び寄せ暮らしたいと、夢と希望を抱きながら働いています。このわらすっこ条例では、遠野で暮らす外国人の方の子どもたちについても、日本の子どもたちと同様に権利の保障と尊重がされなくてははいけません。これから外国人材の受け入れが本格的にスタートします。多様化する社会と交わると、条例にあります、外国人のお子さんに対する表記がありません。

昨日の予算等審査特別委員会の中で、やがて子どもたちが大きくなって、遠野にまた定住したいと、そういう思いになるようにと御答弁がありました。まさにこの願いは市民の皆さん共通の思いであり、願いであります。私は、この遠野の子どもたちへの思いや願いを条例にしっかり明記すべきと考えます。

遠野市わらすっこ条例の制定、施行は東日本大震災前です。あのような災害経験を踏まえて、この条例改正に含むべきことはないでしょうか。

遠野市わらすっこ条例10年目の見直しは理解します、ですが、いま一度立ちどまり、本当に遠野市民や子ども・子育てに思いや願い、魂が入るような条例にするため、じっくりとさらなる深めて、議論をした上で、温かい住まいと思いを、市民の皆さんに御提示できるようにしませんか。

以上のことを主な理由とし、私は今回、反対といたします。

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。7番菊池美也君。

〔7番菊池美也君登壇〕

○7番（菊池美也君） 議案第50号遠野市わらすっこ条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する立場から討論をさせていただきます。

議員各位が御承知のとおり、わらすっこ条例は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの権利を保障することを目的とした理念条例でございます。子育てするなら遠野の基本的な考え方、姿勢や枠組みを示したものであって、具体的な数字やルールを定めた政策条例とは異なるものです。反対討論者が、論旨の中で触れられた部分は政策条例にこそ当てはまるものであり、議案第50号とは論議に乖離があることを指摘させていただきます。

わらすっこ条例で保障している子どもの権利、わらすっこの権利とは、安全に安心して生きる権利、豊かに育つ権利、自分が守られる権利、参加する権利の4つであります。

条例の制定から10年が経過をいたしました。この間、児童福祉法等の改正や体罰の禁止、そして働き方改革の推進や多様性の享受、共生社会の実現について、より深く求められてくるなど、社会情勢は大きく変化をしております。

十分な審議によって明らかとなった条例改正案の内容は、保護者、地域住民、学校等関係者、事業者、そして市の責務についての改正であり、決して現行条例の考え方を変えるものではありません。法改正や子どもを取り巻く環境の変化などに即し、子どもの権利を保護し続けるために必要な大人の責務についての改正でございます。

子どもは遠野の宝であり希望です。子育てをみんなで応援し、わらすっこの笑顔があふれるまちをつくる。これからの10年を見据え、理念条例であるわらすっこ条例の一部を創造発展的に改正し、子育てするなら遠野の素直な思いを表現することについて、異を立てる理由は何ら見当たりません。

議員各位の御賛同を切にお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（浅沼幸雄君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第50号については分離して採決いたします。

議案第50号遠野市わらすっこ条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決であります。議案第50号遠野市わらすっこ条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第46号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第64号までの18件を一括して採決いたします。各案件の委員長報告は、可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

## 員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第20、議案第65号遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。飛内副市長。

〔副市長飛内雅之君登壇〕

○副市長（飛内雅之君） 命によりまして、令和元年12月遠野市議会定例会に追加して提出いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第65号遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由は、岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告に伴う、岩手県職員の給与改定に準じて、遠野市一般職の職員の給与月額を改定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第65号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論

日程第20 議案第65号遠野市一般職の職

を終結いたします。

これより議案第65号遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第21 議案第66号令和元年度遠野市一般会計補正予算（第5号）

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第21、議案第66号令和元年度遠野市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。飛内副市長。

〔副市長飛内雅之君登壇〕

○副市長（飛内雅之君） 命によりまして、議案第66号令和元年度遠野市一般会計補正予算（第5号）の提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の予算の補正を行おうとするもので、歳入歳出予算の総額197億682万6,000円は変更せずに、歳出予算の款項の款の予算を組み替えようとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第66号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第66号令和元年度遠野市一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第22 請願第3号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第22、請願第3号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長瀧本孝一君。

〔総務常任委員長瀧本孝一君登壇〕

○総務常任委員長（瀧本孝一君） 去る12月3日開催された令和元年12月遠野市議会定例会に

において、総務常任委員会に付託された、請願第3号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策の推進を求める請願について、審査結果を報告いたします。

この請願の趣旨は、請願書2枚目の表題にもあるように、ライドシェアと称する無資格自家用車有償輸送の推進に対して、慎重な審議を求めるものであり、12月10日当常任委員会を開催し審査をいたしました。

その結果、請願の趣旨を了とし、全会一致をもって採択となりました。

以上であります。

○議長（浅沼幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

請願第3号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願に対する委員長報告は採択であります。

これより請願第3号を採決いたします。

本案に対し委員長報告は、採択であります。

本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

## 日程第23 請願第4号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第23、請願第4号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長菊池美也君。

〔教育民生常任委員長菊池美也君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池美也君） 去る2月26日に開催された平成31年3月遠野市議会定例会において、教育民生常任委員会に付託され継続審査の申し入れをし、これまで審査を継続してまいりました、請願第4号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願についての審査結果を報告いたします。

この請願は、OECD経済協力開発機構加盟国35カ国との医師数の比較、医師数に占める女性医師の割合や偏見差別の是正、医師の長時間労働の解消、地域医療崩壊の危機など、さまざまな問題を提起しております。

しかし、請願事項においては、これら多岐にわたる問題の解決策として、国に対して医師養成定員減の方向の見直しと医師数をOECD加盟の諸外国と同程度の水準にふやすことのみとなっており、趣旨と願意に乖離が見えると判断をいたしました。

医師養成定員数削減の政府方針の趣旨は、都市部の医学部定員を減らして、地方大学の医学部定員をふやし、医師の地域偏在を防ごうとしているものであり、結果として全国医学部定員総数が減ることになるというものであります。

それを踏まえ、岩手県内の状況について調査をいたしました。県内の医学部定員数は15年前までは80名であったものを、段階的に増員し、ここ二、三年は130名で推移しております。

また、令和2年度の定員についても130名を予定、令和3年度まで130の定員数を維持できる見通しとなっており、県としても今後も同程度の定員を確保することに努めるよう国に働きかけているところであります。



よって、継続審査結果、請願の趣旨と願意に対して疑問が残り、また、国において都市部への医師偏在解消に向けた取り組みも見受けられることから、当常任委員会として、今請願について不採択と決定したところであります。

以上でございます。

○議長（浅沼幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

請願第4号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願に対する委員長報告は不採択であります。

よって、請願について採決します。

本請願に対し委員長報告は、採択であります。本請願を採択することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成少数であります。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

---

日程第24 請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する請願

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第24、請願

第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する請願についてを議題といたします。

本請願に対し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長菊池美也君。

〔教育民生常任委員長菊池美也君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池美也君） 去る6月11日に開催された令和元年6月遠野市議会定例会において、教育民生常任委員会に付託され継続審査の申し入れをし、これまで審査を継続してまいりました、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する請願についての審査結果を報告いたします。

この請願は毎年度同様の内容で繰り返し本議会に提出いただいているものであります。その都度慎重審議の上、採択し、意見書を提出しているものであります。経過を検証した結果、教職員の働き方改革など、一定の改善は見られるものの、義務教育費国庫負担制度2分の1復元などについては、大きな効果は見られないとの意見がありました。

よって、継続審査の結果、請願の趣旨と願意に一定の理解を示しつつも、既に毎年同一の意見書を提出していることから、当常任委員会として本請願について趣旨採択と決定したところであります。

以上でございます。

○議長（浅沼幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論

を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。

これより請願第2号を採決いたします。

本請願に対し委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり趣旨採択と決定いたしました。

---

#### 日程第25 発議案第4号ライドシェアの導入に対して慎重な審議を求める意見書の提出について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第25、発議案第4号ライドシェアの導入に対して慎重な審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。総務常任委員長瀧本孝一君。

〔総務常任委員長瀧本孝一君登壇〕

○総務常任委員長（瀧本孝一君） 発議案第4号ライドシェアの導入に対して慎重な審議を求める意見書の提案理由について御説明をいたします。

少子高齢社会が急速に進展する中、タクシー事業は、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能に加え多様化する利用者のニーズに対応し、スマホ配車の普及促進、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの充

実、地元自治体等の要望を踏まえた乗合タクシーの展開を行うなど、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしています。

一方で、政府においては少子高齢化という困難に立ち向かいながら、持続可能な社会の維持、実現と規制緩和による経済の活性化を推進しており、その一つとして、自家用車により有償で旅客運送を行う、いわゆる「ライドシェア」など新たな交通サービスの実現について、幅広く議論を進めているところでもあります。

しかしながら、ライドシェアは、いわゆる白タク行為との区別が不透明な部分もあります。その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令上の課題が多くあることから、導入には慎重な議論が必要です。

このことから、特に、地方の交通環境に恵まれない人々への一層の安全・安心な公共交通サービスが提供される施策の推進を求めるとともに、多くの問題点のあるライドシェアの導入については、慎重な審議を行うよう強く要望するものです。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣に意見書を提出するものであります。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） 説明が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、本案は原案の通り決定いたしました。

---

〔参 照〕

発議案第4号

ライドシェアの導入に対して慎重な審議を求める意見書の提出について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和元年12月10日

遠野市議会議長 浅 沼 幸 雄 様

提出者 遠野市議会議員 瀧 本 孝 一

---

ライドシェアの導入に対して慎重な審議を求める意見書

少子高齢社会が急速に進展する中、タクシー事業は、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能に加え多様化する利用者のニーズに対応し、スマホ配車の普及促進、誰もが利用しやすいUDタクシーの充実、地元自治体等の要望を踏まえた乗合タクシーの展開を行うなど、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしている。

一方で、政府においては少子高齢化という困難に立ち向かい、更なる経済発展を実現するため、規制改革を積極的に推進しており、その一つとして、自家用車により有償で旅客運送を行う、いわゆる「ライドシェア」など新たな交通サービスの実現について、幅広く議論を進めて

いるところである。

しかしながら、ライドシェアは、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令上の課題が多くあることから、導入には慎重な議論が必要と考える。

以上のことから、地域住民により一層の安全・安心な公共交通サービスが提供される施策の推進を求めるとともに、多くの問題点のあるライドシェアの導入については、慎重な審議を行うよう強く要望する。

記

1. 安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアの導入については、慎重に対応すること。
2. 地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心で快適・利便な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を推進するための諸施策を講ずること。
3. 道路運送法の特例として限定的に実施されている自家用有償旅客運送については過疎地域等の住民や交通弱者などの交通手段の確保という趣旨に鑑み、その取り扱いを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

岩手県遠野市議会議長 浅 沼 幸 雄  
提出先

衆議院議長 大 島 理 森 様

参議院議長 山 東 昭 子 様

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様

経済産業大臣 梶 山 弘 志 様

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様

---

日程第26 発議案第5号タブレット導入等検討特別委員会の設置について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第26、発議案第5号タブレット導入等検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員長菊池由紀夫君。

〔議会運営委員長菊池由紀夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池由紀夫君） 発議案第5号タブレット導入等検討特別委員会の設置について、遠野市議会委員会条例第4条の規定により、タブレット導入等検討特別委員会設置の議案を提出いたします。

1、特別委員会の名称。タブレット導入等検討特別委員会。

2、目的。遠野市議会におけるタブレットを含むICT活用方針は、平成31年度2月の「議会におけるICT活用検討会議報告書」によりまとまっており、今後の方向性として、会議録検索システム、議会映像配信システムは導入しないとされた一方、タブレット端末については、当局側は導入を見送り、議会側の導入を先行するとされたものであります。

このことから、遠野市議会のタブレット端末導入について検討するとともに、遠野市議会ICT推進基本計画の策定を目的とします。

3、委員の定数。4人。

4、設置の期限。令和2年9月30日までとし、閉会中も調査等を実施するものです。

以上です。

○議長（浅沼幸雄君） 説明が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、本案は原案の通り決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されましたタブレット導入等検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、1番小松正真君、6番小林立栄君、11番菊池由紀夫君、14番荒川栄悦君、以上、4名を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、4名の議員をタブレット導入等検討特別委員に選任することに決しました。

〔参 照〕

発議案第5号

タブレット導入等検討特別委員会の設置について

遠野市議会委員会条例第4条の規定により、タブレット導入等検討特別委員会設置の議案を提出します。

令和元年12月10日

遠野市議会議長 浅 沼 幸 雄 様

提出者 遠野市議会 議会運営委員会

委員長 菊池 由紀夫

1 特別委員会の名称

タブレット導入等検討特別委員会

2 目的

遠野市議会におけるタブレットを含むICT活用方針は、平成31年2月の「議会におけるI

ＣＴ活用検討会議報告書」により纏まっており、今後の方向性として、会議録検索システム、議会映像配信システムは導入しないとされた一方、タブレット端末については、当局側は導入を見送り、議会側の導入を先行するとされたものである。

このことから、遠野市議会のタブレット端末導入について検討するとともに、遠野市議会ＩＣＴ推進基本計画の策定を目的とする。

### 3 委員の定数

4人

### 4 設置の期限

令和2年9月30日までとし、閉会中も調査等を実施するものとする。

---

## 日程第27 議員派遣について

○議長（浅沼幸雄君） 次に日程第27、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員の派遣については、会議規則第167条の規定によりお手元に配付しております資料のとおり、令和元年度岩手県沿岸都市議会連絡会議研修会及び岩手県市議会議長会第2回定期総会のため議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。

よって、令和元年度岩手県沿岸都市議会連絡会議研修会及び岩手県市議会議長会第2回定期総会に議員を派遣することに決しました。

---

## 閉 会

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、令和元年12月遠野市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時26分 閉会

